

1. 震災からの復旧・復興

東日本大震災における農林水産関係被害の重大さ

- 東日本大震災における、農林水産関係の被害は甚大。
- 農林水産関係被害額は、新潟県中越地震の約17.6倍、阪神・淡路大震災の約26倍。

＜平成における震度7以上の震災の比較＞

名 称	発生年月	死者・行方不明者	農林水産関係被害
東日本大震災	平成23年3月	(死者) 15,840 人 (不明) 3,611 人	2兆3,410 億円
新潟県中越地震	平成16年10月	(死者) 68 人	1,330 億円
阪神・淡路大震災	平成 7年 1月	(死者) 6,434 人 (不明) 3 人	900 億円

(注)東日本大震災の死者・行方不明者数は11月24日時点、農林水産関係被害額は11月24日時点。

農林水産関係の被害状況

(平成23年11月24日現在)

＜東日本大震災における農林水産関係の被害＞

合計 2兆3, 410億円

水産業関係被害※

全国の漁業生産量の5割を占める7道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に大きな被害

被害額合計：1兆2, 493 億円

漁船(25, 014隻)	1, 701億円
漁港施設(319漁港)	8, 230億円
養殖関係 (内 養殖施設) (内 養殖物)	1, 313億円 (738億円) (575億円)
共同利用施設(1, 725施設)	1, 249億円

* 平成23年10月17日現在

農林業関係被害

特に津波によって、6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に、総計 2. 4万ha*に及ぶ範囲に被害が発生

被害額合計：1兆917 億円

農地(17, 456箇所)	4, 012億円
農業用施設等(21, 866箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4, 290億円
農作物、家畜等	140億円
農業・畜産関係施設等 (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	486億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等)	1, 989億円

* (資料)「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積
(平成23年3月)」

水産業・農業の復旧状況

項目	被害状況	進捗状況	(%)	備考
漁港(応急復旧)	災害復旧事業の応急工事により航路・泊地のがれき撤去が必要な漁港 →232漁港	73% (169漁港ががれき撤去が完了)	未了の63漁港については、23年12月末までに完了予定	
水揚げ	岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量 (前年同月比)	54% (数量ベース)	・今後、漁業・養殖業の再開に伴い、順次水揚げが回復する見込み。 ・金額ベースでは、前年同月比約63%。	[岩手県]久慈、宮古、釜石、大船渡、 [宮城県]気仙沼、女川、石巻、塩釜、 [福島県]小名浜(県外漁獲) の各港における23年10月の水揚げ数量の対前年同月比
農地	東北3県(岩手・宮城・福島:原発警戒区域除く)の津波被災農地 →20,530ha	19%	26年度までに約9割の農地で営農再開 (3,950haで除塩完了又は着工済み)	
農業経営体	津波被害のあった農業経営体(太平洋側東北・関東5県:福島県を除く) →約6,690経営体 (震災当初)	26% (約1,750経営体が経営再開)	経営を再開した約1,750経営体には農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む(7/11時点)	

農林水産業の復旧・復興対策(3次補正予算)①

水産業の復旧対策

支援メニュー		主な支援内容
を漁業、養殖業の再開支援	漁業・養殖業復興支援事業 【818億円】	収益性の高い操業体制への転換や養殖業の共同化による経営再建に必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)のうち、水揚金額では賄えない経費の最大9/10を支援
	共同利用漁船等復旧支援対策事業 【121億円】	漁協等に対し、漁船や定置網等の漁具導入費用(国1/3、都道府県1/3以上)、省エネ型機器設備等の導入費用(1/2以内)を補助
	養殖施設災害復旧事業 【107億円】	激甚災害法に基づき都道府県が行う養殖施設の復旧事業費の最大9/10を補助
	被災海域における種苗放流支援事業 【22億円】	放流種苗の確保のために必要な経費や生育環境を整備する取組等について、最大2/3を支援
人材の確保・経営支援	漁業復興担い手確保支援対策 【14億円】	被災した若青年漁業者の漁業再開までの技術習得等の支援のため、一定の期間、研修費用(月9.4~18.8万円)を補助等
	漁業経営セーフティーネット構築事業 【40億円】	震災復興の阻害要因である燃油・配合飼料価格高騰の影響緩和のため、基金の臨時積み増しを行い、補填金の安定的な支払いを確保
	漁業者等の金融支援 【47億円】	被災した漁業者等の復旧・復興に必要な資金について、無利子化枠を221億円、緊急保証枠を275億円追加
整等加備施工設施の流通	水産業共同利用施設復旧支援事業 【259億円】	被災した共同利用施設(市場、加工施設、冷凍冷蔵施設、養殖施設等)の早期復旧に必要な機器等の整備に2/3又は1/2以内補助
	水産業共同利用施設復旧整備事業 【731億円】	被災した共同利用施設の本格的な復興に向けた、規模の適正化や衛生機能の高度化などを図る施設の整備に2/3又は1/2以内補助
復の漁・早港強期機能化回能	漁港関係等災害復旧事業 【2,346億円】	被災した漁港、海岸等の復旧及び再度災害防止のための災害関連事業において国が最大9/10程度までを補助
	水産基盤整備事業 【202億円】	拠点漁港の流通・防災機能の強化、漁港施設用地の嵩上げ、漁場生産力の回復対策等に1/2等を補助
処瓦理礫	漁場復旧対策支援事業 【168億円】	漁業者が行う漁場のがれき撤去の取組(日当12,100円等)や操業中に回収したがれき処理、専門業者が行う大型がれきの撤去を支援(8/10、2/3以内)

※ ほかに、水産業共同利用施設復興整備事業(地域の復興方針等に沿った加工流通施設の整備等)や漁港施設機能強化事業(市町村営漁港の漁港施設用地嵩上げ・排水対策等の整備)等をメニューに含む東日本大震災復興交付金(使い勝手のよい交付金)による支援もあります。

農林水産業の復旧・復興対策(3次補正予算)②

農業の復旧対策

支援メニュー		主な支援内容
旧農地等の整備の復	農地・農業用施設災害復旧等事業 【2,080億円】	被災農地・農業用施設等の災害復旧、再度災害の防止に6.5/10、1/2等、除塩事業に9/10補助
	農業水利施設等の震災対策 【164億円】	余震等により損壊のおそれがある農業用用排水路、ため池等の農業水利施設の耐震性を強化に2/3を補助
等の被災地	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 【17億円】	被災を免れた地域や避難先等で耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組に1/2を補助
経営の継続・再建	被災農家経営再開支援事業 【21億円】	被災農業者の経営再開支援するため、農業者が地域で行う復旧の取組に対して支援金(水田:35,000円/10a等)を交付
	農業者等の金融支援 【137億円】	無利子、無担保・無保証人での貸付の融資枠を430億円拡大
	地域農業経営再開復興支援事業 【11億円】	集落での話し合いに基づき、今後の地域農業の再開のための計画を作成し、その実現に向けた農地の集積等を支援
回復等の機能流通	食料の物流拠点機能強化等支援事業 【17億円】	東北全体をカバーする物流拠点を構築するため、物流拠点の機能強化・整備等に1/2を補助
エネルギー再生可能化や6次産業化	6次産業化先導モデル育成事業 【14億円】	被災地の6次産業化に必要な施設の整備に1/2以内を補助
	農山漁村再生可能エネルギー導入事業 【3億円】	被災地の再生可能エネルギー導入可能性調査、小水力・太陽光発電設備等の整備に1/2以内を補助
策農山漁村対	被災地の復興のための先端技術展開事業 【4億円】	被災地内で、先端的な農林水産技術の大規模実証研究に着手
	食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業 【5億円】	農山漁村コミュニティの維持・再生を図る集落の取組に、1地区あたり上限500万円または250万円補助

農林水産業の復旧・復興対策(3次補正予算)③

森林・林業の復旧対策

支援メニュー		主な支援内容
整施設の復旧	復興木材安定供給等対策 【1,399億円】	復興に必要な木材の安定的供給のため、間伐、木材加工施設の整備等に1/2を補助
	木質バイオマス関連施設の整備 【95億円】	被災地域におけるバイオマス発電施設や熱供給施設、木質燃料製造施設等の整備を1/2以内補助
旧山林・整備の復旧	山林施設災害復旧等事業 【392億円】	治山施設、林道施設の災害復旧及び再度災害防止等のための災害関連事業に最大10/10補助
	緊急治山対策 【184億円】	地震等により発生した山腹崩壊地等における施設整備及び海岸防災林の復旧・再生に最大10/10補助
等対策人材育成	震災復興林業人材育成対策事業 【0.4億円】	被災者の円滑な就業を支援するため、新たに雇用を行った林業事業体に月額90,000円等×最大3ヶ月等を交付

原発被害への対策

支援メニュー		主な支援内容
放射性物質の調査・実証	農畜産物・農地土壤等の放射性物質実態調査事業 【4億円】	農畜産物・農地土壤等の放射性物質濃度の調査・分析を引き続き実施
	農地除染対策実証事業 【22億円】	開発された農地除染技術を様々な現地条件において施工レベルで実証し、適用可能な対策工法として確立
	森林・林業・木材産業に関する放射性物質緊急調査事業 【6億円】	森林内の放射性物質の詳細調査や木材製品等への影響の調査、測定機器の整備等を実施
	森林における除染等実証事業 【2億円】	除染等技術の早期確立を図るため、実証事業を実施
開発技術	森林・農地等の放射性物質の除去・低減技術等の開発 【4億円】	森林からの放射性物質の拡散防止技術、放射性物質を含む排土等の減容の技術等を開発

被災農林漁業者の二重債務問題への対応

- 被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務が問題となっており、農林水産省では、以下のような措置を中心に、復旧・復興の取組みを総合的に支援。

- 既往債務の借換と新規借入れを一体化し、実質無利子、無担保・無保証人貸付で支援

※ 1,650件、461億円が貸し付け決定（11月11日時点）

資金活用の例

被災農家

震災前からの借入金が残っているが、経営再開のための新たな資金も必要

一体化

有利子負債を経営体育成強化資金等で無利子に借換

新たな設備投資にスーパーL資金等を無利子で借入れ

営農再開

経営体育成強化資金 (既往債務の借換)

	据置期間	償還期限
通常	3年	25年
被災者の特例	6年	28年

スーパーL資金 (新たな設備投資)

	据置期間	償還期限
通常	10年	25年
被災者の特例	13年	28年

- 市町村が実質全額国費で農業用施設・機械を整備し、被災農業者等にリース（東日本大震災復興交付金（仮称））

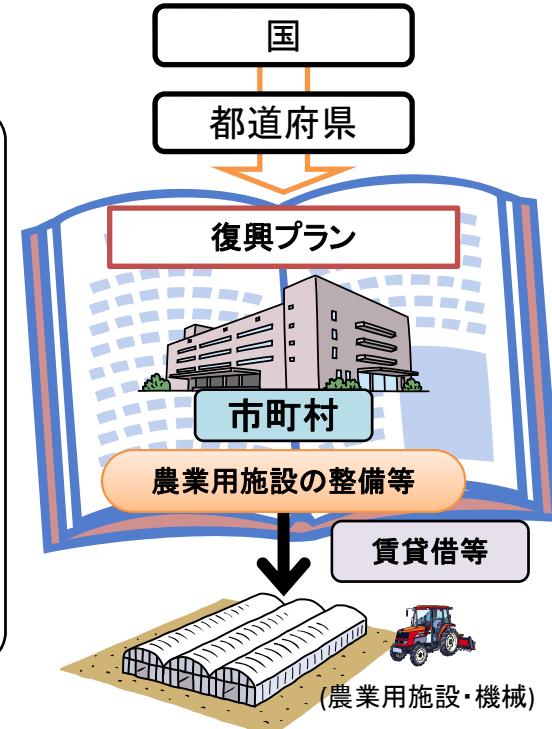
事業の仕組み

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設、直売所などの農業用施設

- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

※市町村が策定する復興プランに基づく整備であること



- この他、政府全体として取り組んでいる、被災農林漁業者を含む事業者に係る債権を買い取って支援する仕組みを活用（各県の産業復興機構、（株）東日本大震災事業者再生支援機構）

東日本大震災に対応した現地支援チームの現在の取組

○ 営農再開に向けた取組等を支援するため、農林水産職員による現地支援チームを編成(6月1日)

岩手沿岸北部

亘理・山元

相馬・新地・南相馬

福島中通り南部

いわき

重点活動(共通)

凡 例

常駐型	訪問型
本省・農政局職員を派遣し、現地に常駐	相談窓口を常時開設の上、農政局職員が定期的に訪問

青森沿岸

大船渡・陸前高田

宮城沿岸北部

松島・七ヶ浜・塩釜・多賀城

仙台・名取・岩沼

11/11/22現在

◇東日本大震災農業生産対策交付金の活用推進のため市町村・JAへの周知活用を実施

◇共同利用の農業用倉庫・機械の修理等に対する支援

◇被災したいちご農家(約80戸、15ha)は順調に営農を再開(11/19より市場出荷開始)
◇今後は、本年の営農再開を見送った農家(いちご農家、土地利用型作物農家)の営農再開に向けた支援に取り組む方針

◇東日本大震災農業生産対策交付金の活用推進のため市町村・JAへの周知活用を実施
◇大槌町の復興計画策定に向け委員として支援
◇陸前高田市の植物工場建設に係る地下水利用調査を実施

◇大規模農場等の設立に向けて土地改良区等と連絡調整中
◇農業生産法人設立の進捗状況に併せて市と情報交換及び調整中
◇除染等の技術について情報提供中

◇石巻市、東松島市及びJAいしのまきで実施している水田農業に係る意向アンケート(合計約7千件)については支援チームで設計済。アンケートの回収の上、集計に係る支援を実施中
◇東日本大震災農業生産対策交付金の活用推進のため市町村・JAへの周知活用を実施

◇東日本大震災農業生産対策交付金の利活用推進及び被災農家経営再開支援事業の実施に向けた農業者説明等について市町村と調整
◇直轄災害復旧事業「白河矢吹地区」で、ダム及びパイプライン等の復旧工事を実施中

◇宮城県で実施する被災農家意向調査について、県、市町との連携をもとに調査票の設計に係る支援を実施中

◇東日本大震災農業生産対策交付金の活用推進のため市町村・JAへの周知活用を実施

◇国直轄のほ場整備計画(仙台東部)など、農地基盤整備が進みつつある状況
◇今後は、復興特区法案の特例措置を有効に活用するための各種計画策定に際し、宮城県と連携しながら積極的な支援を実施

◇復興特区法、3次補正等の情報提供

がれき処理への対応

- 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」に基づき、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進。

農林水産分野における取組

がれき一時置場の確保

がれきの一時置場として、海岸林等利用可能な国有林野約431ha(11月28日現在)を無償貸付

農林水産業におけるがれき除去

- 補正予算により、農地・農業用施設等のがれき除去を支援

がれきが滞積していた岩手県、宮城県の農地

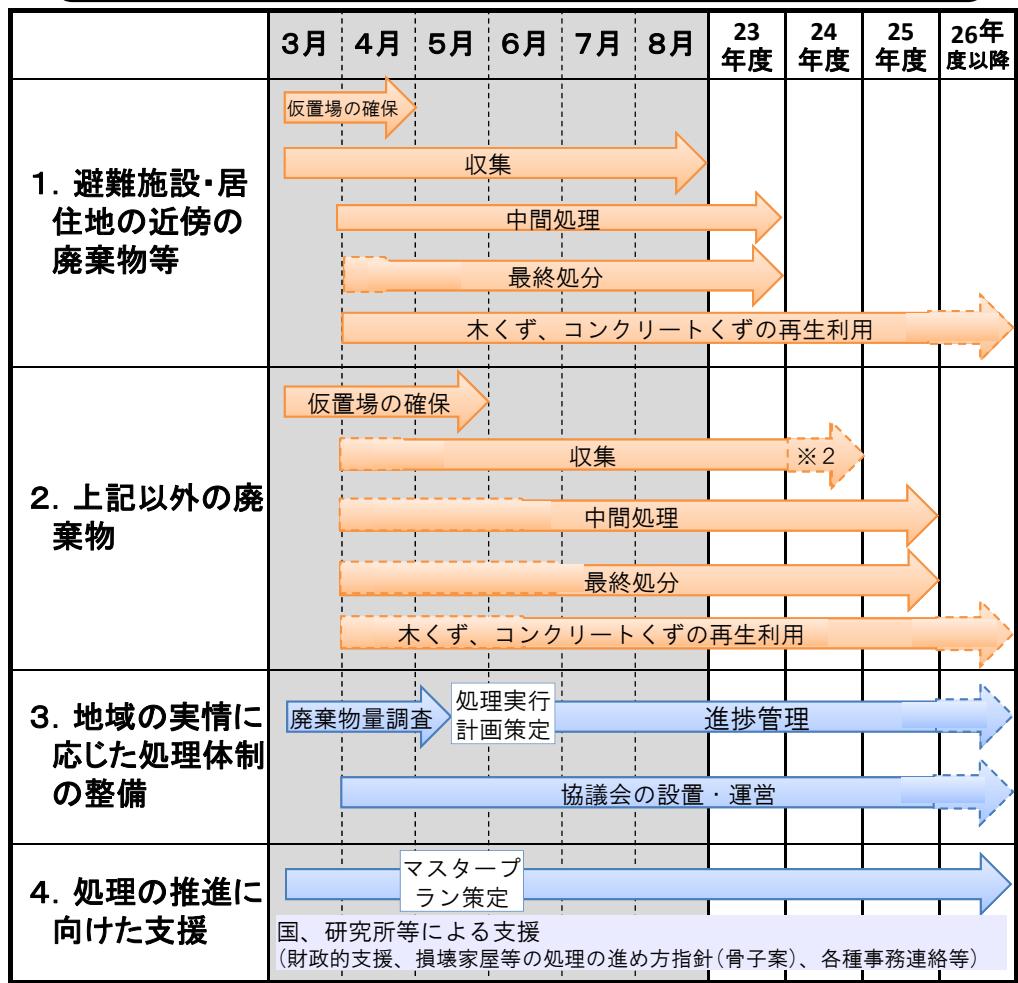
- 13,500haのうち約8割のがれき除去が完了
- ・災害復旧事業の応急工事によるがれき撤去が必要な232漁港のうち169漁港で撤去完了
- ・漁場のがれきについて約60万トンを撤去

岩手、宮城、福島県のがれきの処理状況 (11月29日時点)

県名	がれき 推計量(①)	仮置き場への がれき搬入済 量※1(②)	(②)/(①)	家屋等解体により発 生するがれきを除いた 搬入済み割合(参考)
岩手県	4,755千t	3,884千t	82%	97%
宮城県	15,691千t	9,720千t	62%	99%
福島県	2,207千t	1,233千t	56%	66%
3県計	22,653千t	14,837千t	65%	95%

※1 生活場所周辺の廃棄物については仮置き場への搬入は
8月までにほぼ完了

マスタープランに基づく 災害廃棄物の処理に向けたスケジュール



※2 一部市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了(11月29日 復興対策本部会合にて改訂)

年度ごとの営農再開可能面積

- 農業関係では、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定し公表(11月21日改訂)。
- 本マスタープランでは、年度ごとに営農再開が可能と見込まれる農地の面積を明記(概ね3年以内の復旧を目指す)。

津波被災農地における年度ごとの営農再開可能面積

概ね3年間(25年度まで)で農地の復旧が可能

(単位: ha)

	23年度 営農再開済	24年度 営農再開可能	25年度 営農再開可能	26年度 営農再開可能	その他	計
岩手県	10	310	30	0	380※1	730
宮城県	1,220	5,390	5,450	1,970	310※2	14,340
福島県	60	610		2,670※3	2,120※4	5,460
計	1,290	6,310	5,480	4,640	2,810	20,530
割合	37%		27%	23%	14%	100%
青森・茨城・ 千葉県	810	140	—	—	—	950

※1 調査が未了の岩手県陸前高田市
の一部地域

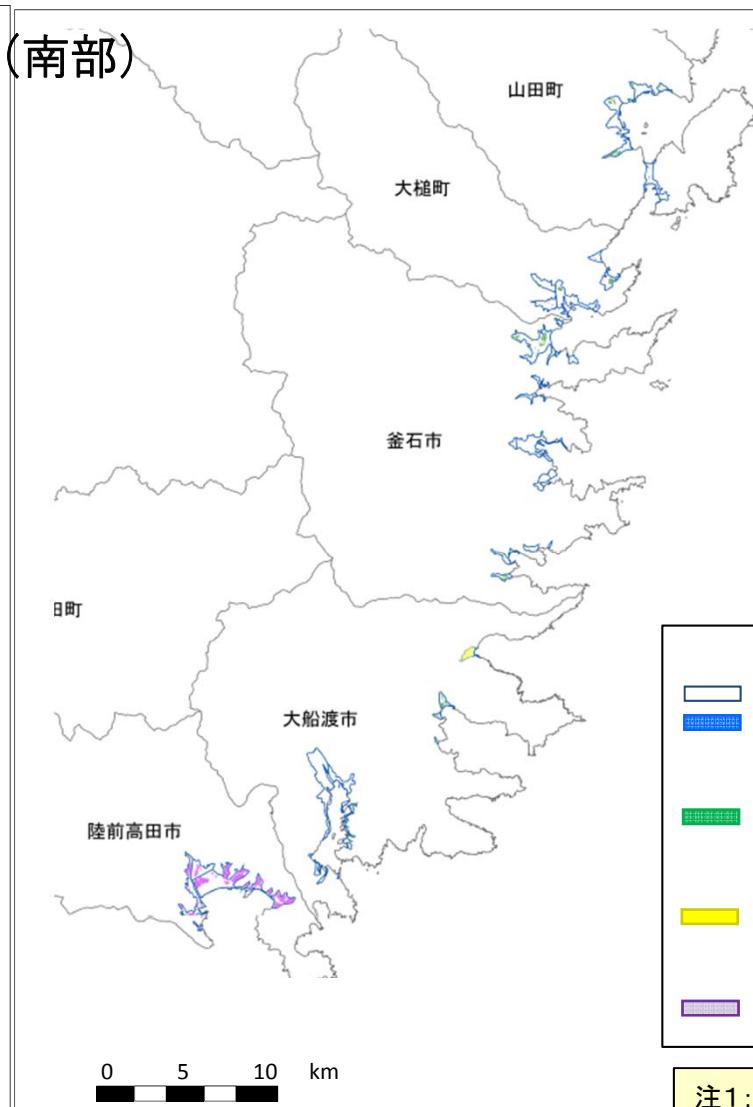
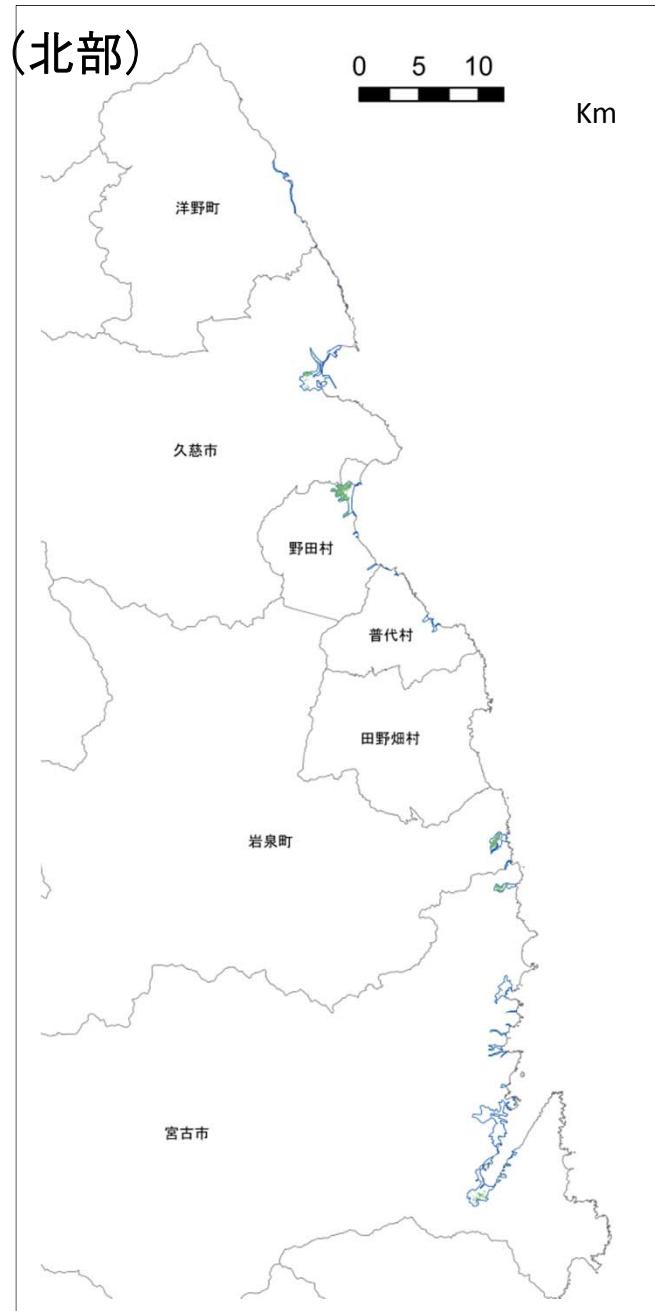
※2 農地に海水が浸入している宮城
県石巻市及び東松島市的一部分地域

※3 原子力災害の影響のため、現時
点で25年度以降の営農再開可能面
積は区分不可能であり、計は25年
度を0ha、26年度を2,670haとして
計算

※4 原子力発電事故に係る警戒区域
の農地面積

※5 四捨五入の関係上、割合の合計
は100%とならない。

(参考)農地の復旧可能性の図面(岩手県)

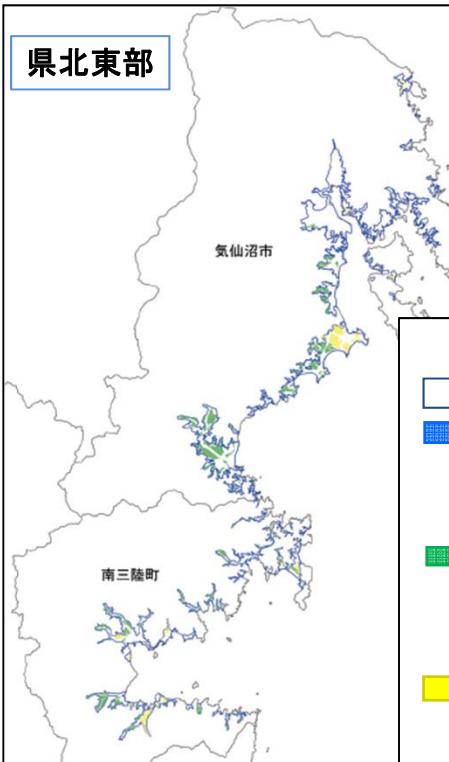
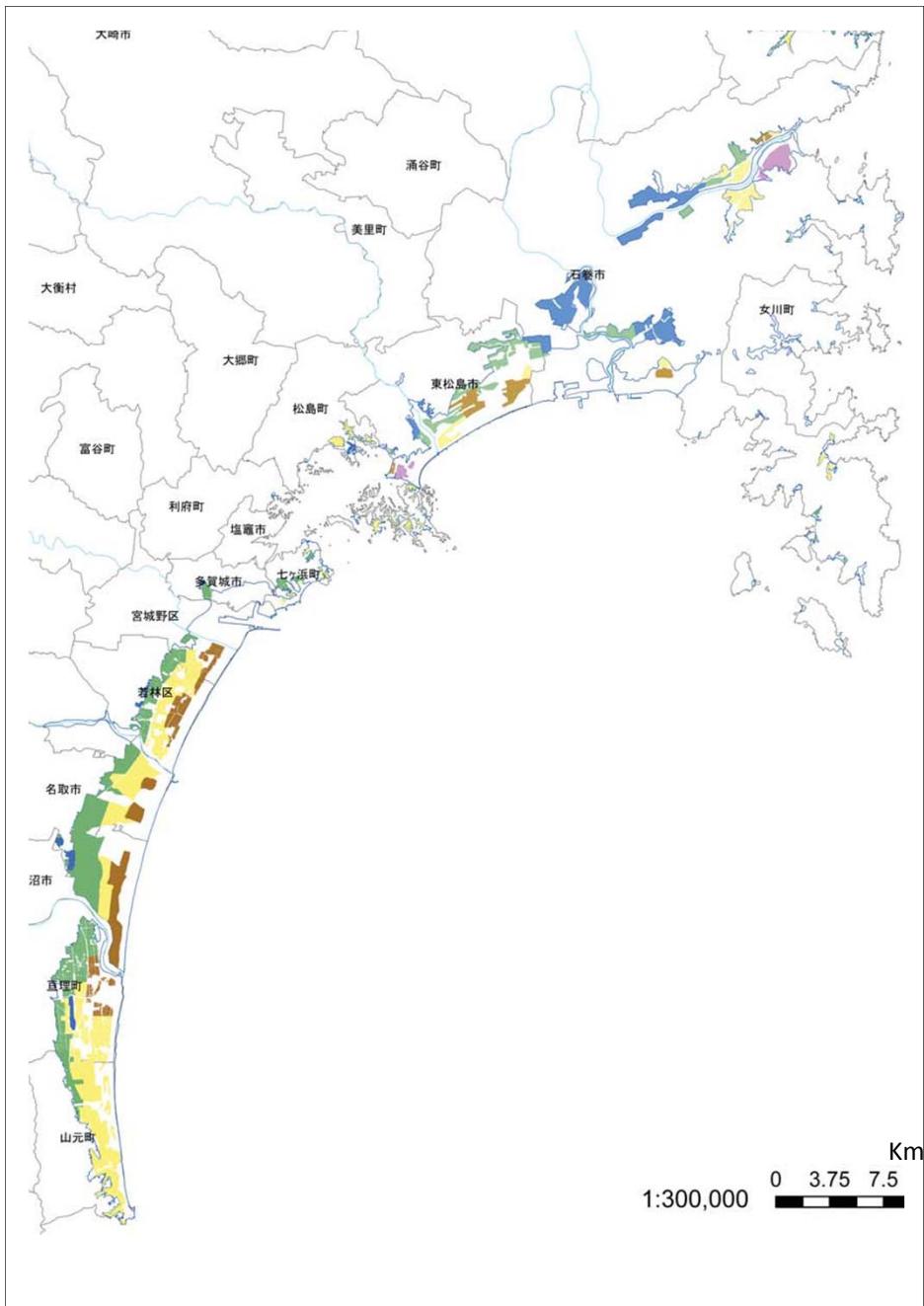


凡 例	
	:浸水範囲
	I :用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
	II :ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
	III :ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
	V :調査が未了の農地。

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。

(参考)農地の復旧可能性の図面(宮城県)



- 凡 例**
- : 浸水範囲
- I : 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
 - II : ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
 - III : ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
 - IV : ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。
 - V : 堤防の破堤や地盤沈下により海水が浸入し、別途検討が必要な農地。

注1: 本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2: 大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。

(参考)農地の復旧可能性の図面(福島県)

(北部)



(南部)



凡 例



浸水範囲

I: 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。



II: ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。



III: ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。



IV: ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。

(※)原子力災害の影響の検討が必要な区域
V: 原子力発電事故に係る警戒区域の農地

注1: 本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2: 大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。

地域農業復興組合の設立

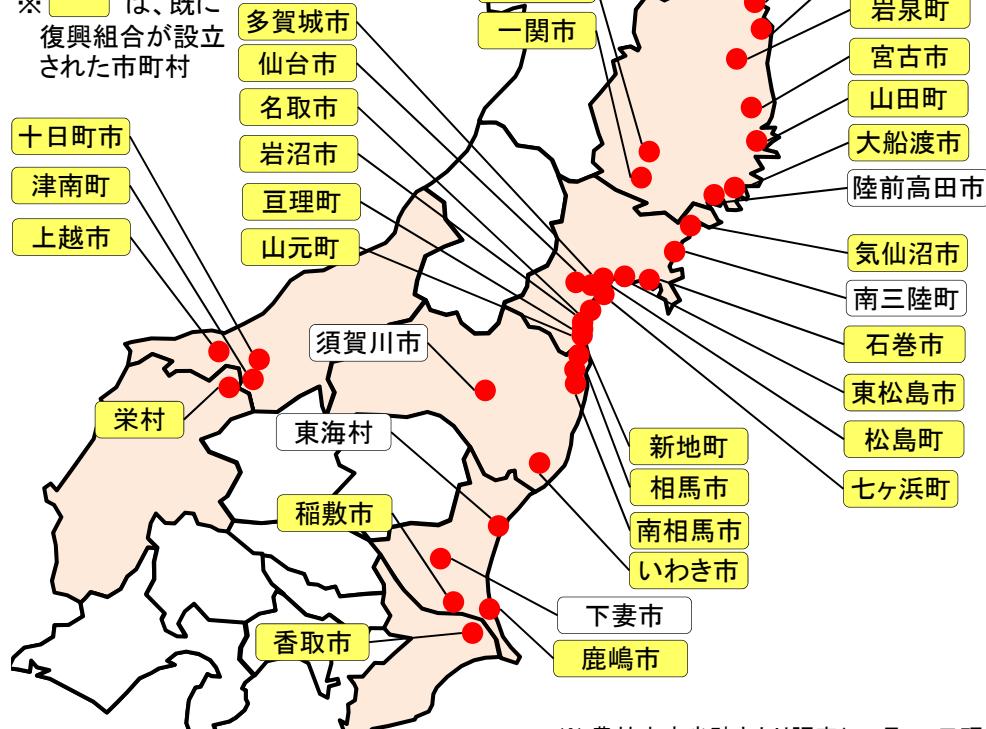
- 震災被害農地の経営再開に向けたゴミ除去等の復旧作業のために、その地区内で営農を行う農業者で組織する地域農業復興組合を設立。(現在30市町村において、101組合が設立)
- 復興組合の構成員が復旧作業に従事した場合に、その活動に応じ支援金を分配。

被災農家経営再開支援事業(1次補正)

東日本大震災に係る復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払い。

現在地域復興組合の設立を検討している市町村

※ ■ は、既に復興組合が設立された市町村



※ 農林水産省聴きとり調査(10月31日現在)

水田作物・野菜・果樹支援単価

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注: 単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

畜産支援単価

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛 (育成経営)	10,500円～ 13,200円/頭
肉用牛 (繁殖経営)	182,200円/頭	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
肉用牛 (肥育経営)	21,700円～ 59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽

経営再開に向けた復旧作業(例)



東日本大震災復興特別区域法による土地の一体的利用

- 既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない(市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等)
- ②事業実施のためには複数の許可が必要(開発許可、農地転用の許可等)

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

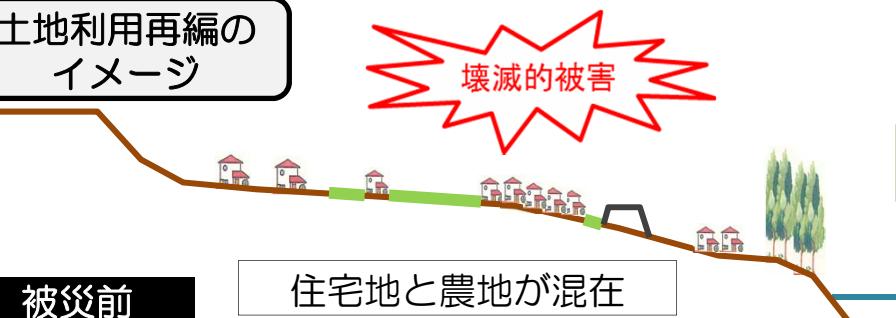
現状と課題

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に

土地利用再編のイメージ



事業実施後